



発行 新潟県

第 92 号

平成24年11月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1382 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 1383 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 1384 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1385 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定（障害福祉課）
- 1386 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の廃止届（障害福祉課）
- 1387 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 1388 公共測量の実施（監理課）
- 1389 道路の区域変更（道路管理課）
- 1390 道路の区域変更（道路管理課）
- 1391 道路の供用開始（道路管理課）
- 1392 道路の区域変更（道路管理課）
- 1393 道路の供用開始（道路管理課）
- 1394 道路の区域変更（道路管理課）
- 1395 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1396 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 県政功労者の表彰（秘書課）
- 知事表彰（秘書課）
- 行政文書及び公文書の公開の実施状況（文書私学課）
- 個人情報保護の運用状況（文書私学課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会規程

- 10 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 11 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 12 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 13 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）



◎新潟県告示第1382号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域
三条市北四日町418番13及び722番3
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

◎新潟県告示第1383号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
竹島 明	神経内科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	H24.11.1	第15条第1項の医師に指定した
森谷 浩治	整形外科	新潟手の外科研究所病院	聖籠町諏訪山997	〃	〃
仲村 一郎	整形外科	富永草野病院	三条市興野2-2-25	〃	〃
川瀬 大央	整形外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	〃	〃
徳武 孝允	神経内科	国立病院機構新潟病院	柏崎市赤坂町3-52	〃	〃
熊崎 節央	内科	上越地域医療センター病院	上越市南高田町6-9	〃	〃
田中 孔明	循環器内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
羽場 知己	泌尿器科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	〃	〃
佐藤 貴雄	内科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	〃	〃

◎新潟県告示第1384号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
同行援護	ヘルパーステーション さんじょう社協	三条市東本成寺2番1号	社会福祉法人三条市 社会福祉協議会	平成24年 11月1日
同行援護	ヘルパーステーション むらかみ	村上市緑町3丁目1番12号	社会福祉法人村上市 社会福祉協議会	平成24年 11月1日
同行援護	特定非営利活動法人 地域たすけあいネット ワーク	三条市本町6丁目3-76	特定非営利活動法人 地域たすけあいネット ワーク	平成24年 11月1日
同行援護	社会福祉法人 見附市 社会福祉協議会	見附市南本町2丁目1番44号	社会福祉法人見附市 社会福祉協議会	平成24年 11月1日
生活介護	杉の子の家	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1560番地3	社会福祉法人聖籠町 社会福祉協議会	平成24年 11月1日

就労継続支援B型	杉の子の家	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560番地3	社会福祉法人聖籠町社会福祉協議会	平成24年11月1日
----------	-------	---------------------	------------------	------------

◎新潟県告示第1385号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	茨内地域生活支援センター	柏崎市大字茨目字巻山1260番地1	医療法人立川メディカルセンター	平成24年11月1日
地域定着支援	茨内地域生活支援センター	柏崎市大字茨目字巻山1260番地1	医療法人立川メディカルセンター	平成24年11月1日
地域移行支援	相談支援事業所 ひかり工房	小千谷市大字小栗田2722番地1	社会福祉法人小千谷北魚沼福祉会	平成24年11月1日
地域定着支援	相談支援事業所 ひかり工房	小千谷市大字小栗田2722番地1	社会福祉法人小千谷北魚沼福祉会	平成24年11月1日

◎新潟県告示第1386号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
同行援護	ヘルパーステーションさんじょう社協	三条市東本成寺2番1号	社会福祉法人三条市社会福祉協議会	平成24年10月31日
同行援護	ヘルパーステーションむらかみ	村上市緑町3丁目1番12号	社会福祉法人村上市社会福祉協議会	平成24年10月31日
同行援護	特定非営利活動法人地域たすけあいネットワーク	三条市本町6丁目3-76	特定非営利活動法人地域たすけあいネットワーク	平成24年10月31日
同行援護	社会福祉法人 見附市社会福祉協議会	見附市南本町2丁目1番44号	社会福祉法人見附市社会福祉協議会	平成24年10月31日

◎新潟県告示第1387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、十日町市の十日町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年11月27日

新潟県十日町地域振興局長

1 退任

理事 十日町市馬場甲905番地 富井 良平

退任年月日 平成24年10月31日

◎新潟県告示第1388号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）長松地区（全換地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成24年11月12日から平成25年3月5日まで
- 3 作業地域 魚沼市江口ほか地内

◎新潟県告示第1389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下田見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三条市長沢字カフシ原 1475 番 3 から 同市駒込字前田644番 3 まで	新	5.6～16.0メートル	191.6メートル
	旧	(A) 5.6～16.0メートル	191.6メートル
		(B) 5.6～19.2メートル	207.4メートル

備考 上記 (A) 及び (B) は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 姫川港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字寺島字ボフシ作 773 番 2 から 同市寺島一丁目746番 1 まで	新	5.2～8.8メートル	124.5メートル
糸魚川市大字寺島字圀地 757 番 3 から 同市寺島一丁目746番 1 まで 糸魚川市大字寺島字ボフシ作 773 番 2 から 同市寺島一丁目746番 1 まで	旧	(A) 5.2～9.4メートル	72.5メートル
		(B) 4.8～8.8メートル	124.5メートル

備考 1 上記 (A) 及び (B) は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の起点を変更する区域変更

◎新潟県告示第1391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 姫川港線
- 2 供用開始の区間 糸魚川市大字寺島字ボフシ作 773 番 2 から同市寺島一丁目 746 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月27日

◎新潟県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市千種字後田丙 316 番 3 から 同市中原字坪ノ内591番 3 まで	新	(A) 8.3~31.9メートル	4,157.7メートル
佐渡市千種字谷地658番 1 から 同市長木字竹の花1060番まで		(B) 14.0~47.0メートル	3,136.5メートル
佐渡市千種字後田丙 316 番 3 から 同市中原字坪ノ内 591 番 3 まで	旧	(A) 8.3~31.9メートル	4,157.7メートル
佐渡市中興字西沖2095番から 同市長木字竹の花1060番まで		(B) 14.0~44.0メートル	1,956.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間 佐渡市千種字谷地658番 1 から同市中興字西沖2095番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月27日

◎新潟県告示第1394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 辰巳中興線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市中興字西沖 2095 番から 同市中興字西沖 2095 番まで	新	13.6～14.9メートル	13.3メートル
佐渡市中興字西沖2095番から 同市中興字柳田764番1まで	旧	7.3～15.0メートル	1,173.0メートル

備考 路線の終点を変更するための区域変更

◎新潟県告示第1395号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柄山(1)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
柄山(2)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
柄山(3)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
柄山(4)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
大熊川(1)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
大熊川(2)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
百々川(1)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
百々川(2)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
筒方地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒方川地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	土石流
下筒方川地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

田貝甲地区	新発田市田貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南俣(1)地区	新発田市田貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南俣(2)地区	新発田市田貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
イグリ沢地区	新発田市田貝	次の図のとおり	土石流
万代(1)地区	新発田市万代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
万代(2)地区	新発田市万代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
万代(3)地区	新発田市万代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
万代(1)地区	新発田市万代	次の図のとおり	土石流
万代(2)地区	新発田市万代	次の図のとおり	土石流
万代(3)地区	新発田市万代	次の図のとおり	土石流
万代(4)地区	新発田市万代	次の図のとおり	土石流
滝(1)地区	新発田市滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝(2)地区	新発田市滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音沢地区	新発田市滝	次の図のとおり	土石流
滝沢地区	新発田市滝	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
秋葉(1)地区	新潟市秋葉区秋葉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋葉(2)地区	新潟市秋葉区秋葉2丁目・滝谷町・滝谷本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋葉(2)-2地区	新潟市秋葉区秋葉2丁目・滝谷本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋葉(3)地区	新潟市秋葉区秋葉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

田沢-1 地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢-2 地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢-3 地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大下沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
熊野沢(1)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
熊野沢(2)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
上村沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
田沢沢(1)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
田沢沢(2)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
田沢沢(3)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
東沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
細入沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
田沢一ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
田沢二ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
田沢三ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
東沢右支川地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
瀬身沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
七拾刈沢(1)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
七拾刈沢(2)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
栄山丙地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	地すべり
倉ノ平地区	東蒲原郡阿賀町倉ノ平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉ノ平地区	東蒲原郡阿賀町倉ノ平	次の図のとおり	地すべり
八木山-1 地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八木山-2 地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八木山-3 地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

八木山沢地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	土石流
向沢地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	土石流
観音沢西沢地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	土石流
観音沢東沢地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	土石流
中ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	土石流
原地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	土石流
八木山1地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	地すべり
八木山2地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	地すべり
芦沢沢地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	土石流
赤崎山地区	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬・鹿瀬	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1396号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柄山(1)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
柄山(2)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
柄山(3)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
柄山(4)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
大熊川(1)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
大熊川(2)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
百々川(1)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
百々川(2)地区	上越市板倉区久々野	次の図のとおり	土石流
筒方地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

筒方川地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	土石流
下筒方川地区	上越市板倉区筒方	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南俣(1)地区	新発田市田貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南俣(2)地区	新発田市田貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
イグリ沢地区	新発田市田貝	次の図のとおり	土石流
万代(1)地区	新発田市万代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
万代(2)地区	新発田市万代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
万代(3)地区	新発田市万代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝(1)地区	新発田市滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝(2)地区	新発田市滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音沢地区	新発田市滝	次の図のとおり	土石流
滝沢地区	新発田市滝	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
秋葉(1)地区	新潟市秋葉区秋葉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋葉(2)地区	新潟市秋葉区秋葉2丁目 ・滝谷町・滝谷本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋葉(2)-2地区	新潟市秋葉区秋葉2丁目 ・滝谷本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋葉(3)地区	新潟市秋葉区秋葉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田沢-1 地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢-2 地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢-3 地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊野沢(1)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
田沢沢(1)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
細入沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
田沢一ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
瀬身沢地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
七拾刈沢(1)地区	東蒲原郡阿賀町田沢	次の図のとおり	土石流
倉ノ平地区	東蒲原郡阿賀町倉ノ平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八木山-2 地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八木山-3 地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八木山沢地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	土石流
向沢地区	東蒲原郡阿賀町八木山	次の図のとおり	土石流
芦沢沢地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

県政功労者の表彰について(公告)

新潟県県政功労者顕彰等に関する規則(昭和28年新潟県規則第35号)第3条の規定により、次の者を表彰した。

平成24年11月27日

新潟県知事	泉 田 裕 彦	
職 名	氏 名	居住する市区町村
新潟県議会議員	星野 伊佐夫	長岡市
新潟県議会議員	東山 英機	柏崎市
新潟県議会議員	石井 修	新発田市
新潟県議会議員	西川 洋吉	長岡市

新潟県議会議員 内山 五郎 新潟市秋葉区
 新潟県議会議員 小林 林一 上越市
 新潟県議会議員 長部 登 長岡市
 新潟県議会議員 片野 猛 村上市
 新潟県議会議員 櫻井 甚一 燕市
 新潟県議会議員 佐藤 純 新潟市江南区
 新潟県議会議員 大淵 健 新潟市西区

知事表彰について（公告）

新潟県褒賞規則（昭和59年新潟県規則第67号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

職名等 氏名 居住する市区町村等

地方自治功績（第2条第1号該当）

元 安塚町議会議員 日下部 進 上越市
 加茂市議会議員 関 龍雄 加茂市
 長岡市議会議員 矢野 一夫 長岡市
 元 与板町議会議員 米山 光男 長岡市

社会福祉功績（第2条第2号該当）

社会福祉法人中越福社会 涌井 幸夫 長岡市
 常務理事

保健衛生功績（第2条第3号該当）

元 柏崎市刈羽郡医師会 池田 和夫 柏崎市
 会長
 元 新潟県作業療法士会 小野 敏子 村上市
 会長

加茂地区鍼灸マッサージ 小林 恒雄 南蒲原郡田上町
 師会会長

新潟県理学療法士会会長 深川 新市 新潟市中央区

生活環境功績（第2条第4号該当）

新潟県鳥獣保護員 市川 誠一 糸魚川市

商工業功績（第2条第5号該当）

分水商工会会長 田中 公一 燕市
 新潟県印刷工業組合副理 野崎 力夫 新潟市中央区
 理事長

豊浦商工会会長 本田 精作 新発田市

農林水産業功績（第2条第7号該当）

上越市漁業協同組合代表 田中 義輝 上越市
 理事組合長

北魚沼農業協同組合経営 坂大 貞次 魚沼市
 管理委員会会長

新潟県養豚協会会長 山田 芳男 中魚沼郡津南町

土地改良功績（第2条第7号該当）

元 関川村土地改良区理 内山 壽介 岩船郡関川村
 理事長

十全土地改良区理事長 大橋 忠夫 五泉市

福島江土地改良区理事長 松川 武司 長岡市

土木事業功績（第2条第8号該当）

新潟県広告美術業協同組 田村 順一 十日町市
 合理事

教育功績（第2条第9号該当）

元 学校医 石川 宣夫 見附市
関東甲信越静地区子ども 武士俣昭司 三条市
会育成連絡協議会会長
体育功績（第2条第9号該当）
新潟県女子体育連盟副会 高山 千代 新潟市東区
長
元 新潟県ボート協会会 原 正雄 新潟市中央区
長
元 新潟陸上競技協会理 平田 孝夫 新潟市江南区
事長
新潟県バドミントン協会 宮川 忠和 新潟市西区
会長
芸術、文化功績（第2条第10号該当）
日本画家 浦上 義昭 長岡市
元 新潟県文化財保護指 関 正平 加茂市
導委員
津南町文化財調査審議会 中澤 幸男 中魚沼郡津南町
委員長
書家 野中 浩俊 新潟市西区
(野中 吟雪)
元 株式会社新潟日報社 星野 元 新潟市西区
代表取締役社長
日本将棋連盟新潟県支部 和田 斐夫 新潟市南区
連合会会長
交通安全功績（第2条第11号該当）
一般財団法人加茂地区交 坂内 祝榮 南蒲原郡田上町
通安全協会副会長
財団法人三条市交通安全 清水 美光 三条市
協会副会長
善行（第2条第13号該当）
(花緑化ボランティア活 加藤 洋 佐渡市
動)
(災害募金・環境美化ボ 社会福祉法 胎内市
ランティア活動等) 人七穂会虹
の家
(音声訳ボランティア活 林 章子 長岡市
動)
統計調査功績（第2条第14号該当）
統計調査員 伊藤 秀子 燕市
納税協力功績（第2条第14号該当）
新潟県納税貯蓄組合総連 宇佐美敏雄 新潟市中央区
合会理事
国際交流功績（第2条第14号該当）
特定非営利活動法人新潟 平田 敏彦 新潟市西区
県対外科学技術交流協会
副理事長

行政文書及び公文書の公開の実施状況について（公告）

新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第29条の規定及び附則第3項の規定によりなお効力を有するとされる新潟県情報公開条例（平成7年新潟県条例第1号）第19条の規定に基づく平成23年度における行政文書及び公文書の公開等の実施状況は、次のとおりである。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 行政文書及び公文書の公開請求等の状況

区 分	受 付 窓 口		計
	行政情報センター	地 域 機 関 等	
請 求	882	1,077	1,959
行政文書	876	1,076	1,952
公文書	6	1	7
申 出	17	6	23
計	899	1,083	1,982

2 行政文書及び公文書の公開決定の状況

区 分	処 理 状 況				取下げ等	計
	公 開	部分公開	非 公 開	不 存 在		
請 求	1,054	747	50	50	108	1,959
行政文書	1,051	745	49	49	107	1,952
公文書	3	2	1	1	1	7
申 出	6	12	3	2	2	23
計	1,060	759	53	52	110	1,982

3 行政文書の公開請求の実施機関別内訳及び決定状況

実 施 機 関	請求件数	処 理 状 況				取下げ等	
		公 開	部分公開	非 公 開	不 存 在		
知 事 部 局	知 事 政 策 局	2			2	2	
	総 務 管 理 部	103	35	59	4	4	5
	県 民 生 活 ・ 環 境 部	72	40	28	3	3	1
	防 災 局	7	4	1			2
	福 祉 保 健 部	185	66	98	9	9	12
	産 業 労 働 観 光 部	28	13	13			2
	農 林 水 産 部	22	9	10	2	2	1
	農 地 部	13	4	3			6
	土 木 部	321	218	78	1	1	24
	交 通 政 策 局	10	2	5	2	2	1
	出 納 局	3	1	2			
	村 上 地 域 振 興 局	58	25	29	4	4	
	新 発 田 地 域 振 興 局	72	48	24			
	新 潟 地 域 振 興 局	185	152	28			5
	三 条 地 域 振 興 局	91	51	33			7
	長 岡 地 域 振 興 局	235	158	66			11
	魚 沼 地 域 振 興 局	47	26	17	4	4	
南 魚 沼 地 域 振 興 局	56	21	31	4	4		

	十日町地域振興局	46	23	19	1	1	3
	柏崎地域振興局	45	21	22	1	1	1
	上越地域振興局	70	35	34			1
	糸魚川地域振興局	38	19	16	2	2	1
	佐渡地域振興局	58	20	38			
	計	1,767	991	654	39	39	83
その他	議会	13		5	2	2	6
	企業局	3	2		1	1	
	病院局	26	11	11	2	2	2
	教育委員会	55	28	19	5	5	3
	選挙管理委員会	15	5	10			
	人事委員会	1		1			
	監査委員						
	公安委員会	1	1				
	警察本部	71	13	45			13
	労働委員会						
	収用委員会						
	新潟海区漁業調整委員会						
	佐渡海区漁業調整委員会						
	連合海区漁業調整委員会						
	内水面漁場管理委員会						
	新潟県住宅供給公社						
新潟県土地開発公社							
新潟県立大学							
	計	185	60	91	10	10	24
	合計	1,952	1,051	745	49	49	107

4 公文書の公開請求の実施機関別内訳及び決定状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況			
		公 開	部分公開	非 公 開	取下げ等 不 存 在
知事部局	知事政策局				
	総務管理部	2		1	1
	県民生活・環境部				
	防災局				
	福祉保健部	1	1		
	産業労働観光部	1		1	
	農林水産部	2	1	1	1
	農地部				
	土木部				
	交通政策局				
	出納局				
	村上地域振興局	1	1		
	新発田地域振興局				
	新潟地域振興局				
	三条地域振興局				
	長岡地域振興局				
	魚沼地域振興局				
	南魚沼地域振興局				
	十日町地域振興局				
	柏崎地域振興局				
上越地域振興局					
糸魚川地域振興局					

	佐渡地域振興局						
	計	7	3	2	1	1	1
その他	企業局						
	病院局						
	教育委員会						
	選挙管理委員会						
	人事委員会						
	監査委員						
	労働委員会						
	収用委員会						
	新潟海区漁業調整委員会						
	佐渡海区漁業調整委員会						
	連合海区漁業調整委員会						
	内水面漁場管理委員会						
	計						
	合計	7	3	2	1	1	1

5 行政文書及び公文書の公開の申出の実施機関別内訳及び決定状況

実施機関	申出件数	処 理 状 況				不 存 在	取下げ等
		公 開	部分公開	非 公 開			
知事部局	知事政策局						
	総務管理部	6	2	1	2	1	1
	県民生活・環境部						
	防災局						
	福祉保健部	3	2	1			
	産業労働観光部						
	農林水産部						
	農地部	3		3			
	土木部	4	2	2			
	交通政策局	1			1	1	
	出納局						
	村上地域振興局						
	新発田地域振興局						
	新潟地域振興局						
	三条地域振興局						
	長岡地域振興局						
	魚沼地域振興局						
	南魚沼地域振興局	6		5			1
	十日町地域振興局						
	柏崎地域振興局						
上越地域振興局							
糸魚川地域振興局							
佐渡地域振興局							
	計	23	6	12	3	2	2
その他	企業局						
	病院局						
	教育委員会						
	選挙管理委員会						
	人事委員会						
	監査委員						
	労働委員会						
	収用委員会						
	新潟海区漁業調整委員会						

佐渡海区漁業調整委員会						
連合海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
新潟県住宅供給公社						
新潟県土地開発公社						
新潟県立大学						
計						
合計	23	6	12	3	2	2

6 不服申立ての件数及び決定・裁決状況

不服申立件数		決定・裁決状況				取下げ	検討中
前年度からの審理継続件数	本年度不服申立件数	認容	一部認容	棄却	却下		
13	1		1	11			2

7 行政情報センター等における情報提供件数

区分	資料閲覧	相談・案内	合計
行政情報センター	1,070	10	1,080
県民サービスセンター等	1,674	457	2,131
計	2,744	467	3,211

個人情報保護の運用状況について（公告）

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第53条の規定に基づく平成23年度における保有個人情報の開示等の運用状況は、次のとおりである。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 個人情報取扱事務の登録件数（平成24年3月末日現在）

実施機関		登録件数	実施機関		登録件数
知事局	知事政策局	47	その他	議会	21
	総務管理部	147		企業局	25
	県民生活・環境部	188		病院局	46
	防災局	51		教育委員会	257
	福祉保健部	669		選挙管理委員会	31
	産業労働観光部	107		人事委員会	16
	農林水産部	361		監査委員	12
	農地部	59		公安委員会	1
	土木部	222		警察本部	125
	交通政策局	28		労働委員会	11
	出納局	22		収用委員会	7
	村上地域振興局			新潟海区漁業調整委員会	6
	新発田地域振興局			佐渡海区漁業調整委員会	6
	新潟地域振興局	5		連合海区漁業調整委員会	4
	三条地域振興局	3		内水面漁場管理委員会	5
	長岡地域振興局	2		新潟県立大学	
	魚沼地域振興局				
	南魚沼地域振興局	1			
	十日町地域振興局				
	柏崎地域振興局	3			
上越地域振興局	8				
糸魚川地域振興局					
佐渡地域振興局	9				
計	1,932	計	573		
合		計		2,505	

2 保有個人情報の開示請求等の状況（口頭による開示請求を除く。）

区分	受付窓口		計
	行政情報センター	地域機関等	
開示請求	55	13	68
訂正請求			
利用停止請求			
計	55	13	68

3 保有個人情報の開示請求等の実施機関別内訳及び処理状況

(1) 開示請求（口頭による開示請求を除く。）

実施機関	請求件数	処理状況			
		開示	部分開示	非開示	取下げ等
知事政策局					
総務管理部	3	1	2		

知事部局	県民生活・環境部					
	防災局					
	福祉保健部	3	1	2		
	産業労働観光部	5	4	1		
	農林水産部					
	農地部					
	土木部					
	交通政策局					
	出納局					
	村上地域振興局	1	1			
	新発田地域振興局	1		1		
	新潟地域振興局	1	1			
	三条地域振興局					
	長岡地域振興局					
	魚沼地域振興局					
	南魚沼地域振興局	1		1		
	十日町地域振興局					
	柏崎地域振興局					
	上越地域振興局					
	糸魚川地域振興局	1		1		
佐渡地域振興局	2	1			1	
計	18	9	8		1	
その他	議会					
	企業局					
	病院局	1		1		
	教育委員会	4	1	3		
	選挙管理委員会					
	人事委員会					
	監査委員会					
	公安委員会					
	警察本部	45	3	34	7	1
	労働委員会					
	収用委員会					
	新潟海区漁業調整委員会					
	佐渡海区漁業調整委員会					
	連合海区漁業調整委員会					
	内水面漁場管理委員会					
新潟県立大学						
計	50	4	38	7	1	
合計	68	13	46	7	2	

(2) 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	293
企業局	
病院局	110
教育委員会	11
人事委員会	306
新潟県立大学	27
合計	747

(3) 訂正請求
なし

- (4) 利用停止請求
なし

4 不服申立ての件数及び決定・裁決状況

不服申立件数		決 定 ・ 裁 決 状 況				取 下 げ	検 討 中
前年度か らの審理 継続件数	本 年 度 不服申立 件 数	認 容	一部認容	棄 却	却 下		
	1						1

5 事業者に対する是正の勧告件数

なし

6 事実の提供件数

なし

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アークガレリア長岡

所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番地外

設置者 アークランドサカモト株式会社ほか3者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

・株式会社カワチ薬品

（変更前）代表取締役 河内 良三郎

（変更後）代表取締役 河内 伸二

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所

・アークランドサカモト株式会社

（変更前）三条市大字上須頃445番地

（変更後）三条市上須頃445番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）株式会社高崎戸田書店ほか3者

（変更後）株式会社戸田書店ほか3者

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

・株式会社カワチ薬品

（変更前）代表取締役 河内 良三郎

（変更後）代表取締役 河内 伸二

3 変更年月日

2 (1)及び(4)に関する変更 平成15年6月12日

2 (2)に関する変更 平成20年1月1日

2 (3)に関する変更 平成22年3月31日ほか

4 変更の理由

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名並びに大規模小売店舗において小売業を行う者及び代表者の氏名が変更になったため。

- 5 届出年月日
平成24年11月15日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成24年11月27日から平成25年3月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アークガレリア長岡
所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番地外
設置者 アークランドサカモト株式会社ほか3者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置
(変更前)届出書に添付された図面のとおり
(変更後)届出書に添付された図面のとおり
 - イ 荷さばき施設の位置
(変更前)届出書に添付された図面のとおり
(変更後)届出書に添付された図面のとおり
 - ウ 廃棄物等保管施設の位置
(変更前)届出書に添付された図面のとおり
(変更後)届出書に添付された図面のとおり
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・株式会社戸田書店
(変更前)午前10時から午後8時30分
(変更後)午前10時から午後9時30分
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)・数 9箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後)・数 7箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更する年月日
 - ・2(1)に関する事項
平成25年7月16日(ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降)
 - ・2(2)に関する事項
平成24年11月16日
- 4 変更の理由
建物配置及び施設の見直しを行うとともに、小売業を行う者の営業時間の変更によって来客者の利便性を

高めるため。

- 5 届出年月日
平成24年11月15日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成24年11月27日から平成25年3月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、眼圧計について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年11月27日

新潟県立津川病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

眼圧計(ノンコンタクト トノメーター) 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年12月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立津川病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-4497

新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地

新潟県立津川病院

電話番号 0254-92-3311 内線230

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成24年11月30日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年12月3日(月)午前11時00分

新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
見附市	(略) 特別養護老人ホーム フローラ	(略) 見附市新幸町7-9	見附市	(略) 特別養護老人ホーム フローラ	(略) 見附市新幸町7-9
	<u>特別養護老人ホーム 古志乃里</u>	<u>見附市緑町20番1 号</u>			
(略)			(略)		
佐渡市	(略) 特別養護老人ホーム 新穂愛宕の園	(略) 佐渡市新穂瓜生屋 339-2	佐渡市	(略) 特別養護老人ホーム 新穂愛宕の園	(略) 佐渡市新穂瓜生屋 339-2
	<u>特別養護老人ホーム 真野の里二号館</u>	<u>佐渡市八幡1881番 地1</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第11号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市東区	(略) 木戸病院 (略)	(略) <u>新潟市東区竹尾4丁目13番3号</u> (略)	新潟市東区	(略) 木戸病院 (略)	(略) <u>新潟市東区上木戸5丁目2番1号</u> (略)
(略)			(略)		
別表第3の1（身体障害者支援施設）			別表第3の1（身体障害者支援施設）		
市区町村名	支援施設の名称	所在地	市区町村名	支援施設の名称	所在地
(略)			(略)		
三条市	<u>障害者支援施設 心和園</u> (略)	三条市福島新田丁1481-1 (略)	三条市	<u>身体障害者療護施設 心和園</u> (略)	三条市福島新田丁1481-1 (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第12号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西区	(略) 特別養護老人ホーム 有明園 (略)	(略) 新潟市西区西有明 町1-47 (略)	新潟市西区	(略) <u>軽費老人ホーム 有 明ハイツB</u> 特別養護老人ホーム 有明園 (略)	(略) 新潟市西区西有明 町1-72 新潟市西区西有明 町1-47 (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月27日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
長岡 警察 署	(略)			長岡 警察 署	(略)		
	下々条 町駐在 所	長岡市 下々条 町	長岡市のうち稲保3丁目、宝1・2・3・4・5丁目、中瀬1・2丁目、下々条町、高見町、高見1・2丁目、東高見1・2丁目、川辺町、天神町、十二潟町、黒津町（信濃川左岸の地域を除く。）、福井町、百束町、四ツ屋町、福島町、七軒町、大黒町、新組町、 <u>新組南町</u> 、北陽1・2丁目		下々条 町駐在 所	長岡市 下々条 町	長岡市のうち稲保3丁目、宝1・2・3・4・5丁目、中瀬1・2丁目、下々条町、高見町、高見1・2丁目、東高見1・2丁目、川辺町、天神町、十二潟町、黒津町（信濃川左岸の地域を除く。）、福井町、百束町、四ツ屋町、福島町、七軒町、大黒町、新組町、北陽1・2丁目
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
小出 警察 署	(略)			小出 警察 署	(略)		
	<u>湯之谷 駐在所</u>	<u>魚沼市 湯之谷 芋川</u>	(略)		<u>大湯駐 在所</u>	<u>魚沼市 大湯温 泉</u>	(略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			

附 則

この規則中別表長岡警察署の部の改正は公布の日から、その他の改正は平成24年12月5日から施行する。